

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る証明書の発行の件（中小企業経営強化税制の生産性向上設備（A 類型）・固定資産税の課税標準の特例措置）

中小企業の経営強化税制の施行に伴い、2017年4月1日より新しく拡大改正された「生産性向上税制」の適用が開始されました。当協会では、対象設備に関して証明書を発行いたします。

- ① [証明書様式（JACA 指定用紙）](#)
- ② [チェックリスト（JACA 指定用紙）](#)
- ③ [記載例（証明書、チェックリスト）](#)

制度の概要やご利用方法については、「中小企業庁のホームページ」をご参照ください。<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2017/170315kyoka.htm>

証明書発行手数料（税込）

JACA 関連機器の場合

正会員 @1,000 円/件

非会員 @4,000 円/件

JACA 関連機器が対象になりますが詳細はお問合せください。

JACA 関連機器

① 空気清浄装置(エアフィルタを含む)或いは、それを内蔵する機器・装置
② コンタミネーションコントロール関連の機器・装置
③ 微粒子計測機器・ガス計測機器・装置
④ クリーンルーム関連機器
⑤ 集塵装置及びその関連機器
⑥ 空調機器及びその関連機器
⑦ クリーンルームで使用される機器・装置等

問い合わせ先

猪原正泰 TEL : 03-3665-5591

E-mail : inohara@jaca-1963.or.jp